

助言・指導⇒措置命令について

1 助言・指導どまりの条例

³由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

⇒要件が抽象的すぎて、動かしにくい。

2 更に、勧告や命令へと展開する条例

えりも町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例⁴

³ (指導、助言又は勧告)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、指導、助言又は勧告を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する指導、助言又は勧告について、その処理の状況を市長に報告しなければならない。

⁴ (指導、助言及び勧告)

第 21 条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が第 13 条第 1 項の規定による協議を行わず、又は虚偽の協議等をしたとき。
- (2) 事業者が第 14 条各項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。
- (3) 事業者が正当な理由なく第 14 条第 1 項の規定による届出を行わず、設置工事に着手したとき。
- (4) 事業者が第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による措置を講じなかったとき。
- (5) 事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (6) 事業者が前条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前条第 1 項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 発電事業が、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (8) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(命令)

第 22 条 町長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

⇒勧告に従わない事業者に対する命令まで規定してはどうか。

2 町長は、発電設備の不適切な状態が、近隣住民等の安全の確保上、緊急に是正することが必要と認めるときは、前条第2項に規定する勧告によらず、事業者に対し、不適切な状態を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。